

## 公益財団法人さが緑の基金助成事業実施要領

制 定：平成 27 年 2 月 26 日

一部改正：平成 28 年 1 月 27 日

みどりと潤いのある県土づくりを推進するため、公益財団法人さが緑の基金（以下「基金」という。）が行う助成事業（以下「助成事業」という。）の実施について、公益財団法人さが緑の基金助成事業実施規程（以下「実施規程」という。）第 13 条の規程により、次のとおり定めるものとする。

### 1 事業の対象活動

実施規程別表 1 に定める事業毎の対象活動については、別表 1 に定めるとおりとし、これに依りがたい場合には、基金理事長と別途協議のうえ行うものとする。

なお、花壇づくりや花苗植栽については原則助成の対象外とするが、次に掲げる活動にあつてはこの限りではない。

- (1) 緑の少年団活動における地域内（校地を含む）での環境緑化事業
- (2) 森林・緑の県土づくり活動支援における緑化・美化ボランティア団体（基金登録団体に限る）が行う活動で、苗木購入費の同額以内の花苗購入費
- (3) 市町緑化の推進事業のうち地域環境緑化事業の植樹活動で、苗木購入費の同額以内の花苗購入費（苗木配布事業にあつては、地区毎の苗木配布額を基準とする）

### 2 事業対象経費の区分

実施規程別表 1 に定める対象経費の内容等については、別表 2 に定めるとおりとする。

### 3 募金事務費の早期申請

各市町推進協議会の募金事務等を円滑に進めるため、毎年度 4 月から交付決定までの間に必要な募金事務費について実施規程の定めに関わらず、募金事務費交付申請書・概算払い請求書（様式第 1 号）により早期の申請並びに概算請求を行うことが出来るものとする。なお、助成金当初申請書には、この金額を含んだ額で申請するものとする。

### 附 則

改正後のこの要領は、平成 28 年度以降の助成事業に適用する。

## 事業別助成対象活動区分表

## (1) 一般事業（公益事業1）

事業名	対象活動	備考
1 提案公募型緑づくり活動支援事業	毎年度別に定める実施要領のとおり	
2 緑と水の森林基金事業	①緑の少年団探検学習会の開催 ② 〃 活動発表大会の開催 ③ 〃 県交流研修大会の開催	
3 ゴルファー緑化事業	植樹活動(下草刈、雑木等の除伐、土壌改良等の植樹地整備を含む)及び植樹後5年間の育樹活動(下草刈等)	整備後の維持管理は対象外

## (2) 緑の募金事業（公益事業2）

事業名	対象活動	備考
1 緑の少年団等育成事業 (1) 活動助成金 (活動助成) (制服等整備助成) (地区交流会開催助成)  (2) 県連絡協議会助成金	①森林や緑化環境学習活動 ②樹木の植栽、管理などの活動 ③森林でのキャンプやレクリエーション活動 ④木工や木の実の工作 ⑤地域等での環境緑化活動 ⑥緑の募金活動 ⑦その他少年団としての活動 ⑧少年団制服・団旗の整備 ⑨地区交流研修会の開催 ----- 総会、指導者研修会及び事務運営	学校行事、地区行事及び少年団活動以外と認められる活動を除く
2 緑化ボランティア育成事業	①広報誌・チラシ等の作成、送付 ②会議室・機器等の使用料 ③会員の年間傷害保険料 ④会議経費(お茶、消耗品等) ⑤補植用苗木、交換用支柱や樹銘板等	団体運営費や特定の植樹活動を除く
3 こだまの森林づくり・緑づくり事業 (1) 森林・緑の県土づくり活動支援 (2) 民間団体等の緑化支援 (3) 国際緑化支援	①植樹活動(下草刈、雑木等の除伐、土壌改良等の植樹地整備を含む)及び植樹後5年間の育樹活動(下草刈等) ②荒廃した里山・森林等の下草刈り、除伐等	・緑化・美化ボランティア団体にあつては植樹活動のみ ・民間団体等緑化支援、国際緑化支援は植樹活動のみ ・整備後の維持管理は対象外
4 市町緑化の推進事業 (1) 募金活動等事業  (2) 地域環境緑化事業	①緑の募金活動 ②植樹祭等のイベント開催 ③イベント時の苗木配布 ④その他募金活動推進に要する経費及び事務経費 ----- ①植樹活動(下草刈、雑木等の除伐、土壌改良等の植樹地整備を含む)及び植樹後5年間の育樹活動(下草刈等) ②老朽標柱・標板の更新 ③名木・古木の樹勢回復・治療や看板更新	・整備後の維持管理は対象外  ・剪定等の維持管理を除く

## 助成対象経費区分表

科目	対象経費	備考
諸謝金	①講演会、講習会、研究会等の講師謝金 ②植樹、環境教育、体験学習等の指導者謝金	・単価は業務の内容に応じ常識の範囲内で適切な根拠に基づくものとする。(各市町の財務基準等準用) ・植樹、環境教育、体験学習等は親林交流指導員単価を基本とする。
旅費交通費	講師及び指導者旅費(実費弁償)	・事業実施主体の旅費は対象外 ・参加者の居住地と集合・解散場所間の旅費は対象外
通信運搬費	①郵送料(切手購入を含む) ②苗木等諸物品の運送料	・電話料、データ通信料で他事業等と明確に区別出来る場合には対象とする。 ・個人の携帯電話使用料は対象外
保険料	活動参加者、スタッフ等の傷害保険料	原則活動の実施に係るものに限る。
広告料 (広報費)	①ホームページ作成等 ②新聞、テレビ・ラジオ等での広報	事業の実施に必要なものに限る。
消耗品費	①肥料、農薬、燃料費、草刈機替え刃等 ②各種事務用品等	資産の形成につながる物品購入は対象外 (例:デジカメ、パソコン、草刈機、チェーンソー等)
食糧費	研修会等の昼食代	・緑の少年団活動に限る ・単価は常識の範囲内とする。
印刷製本費	ポスター、チラシ、案内葉書、パンフレットや資料等の印刷費	
原材料費	①苗木、支柱等の購入費 ②標柱、標板等の制作費	・苗木は原則「さかの樹」又は佐賀県産とする。 ・苗木高はボランティアで実施可能な2.5m以下を原則とする。ただし、低平地など植樹後の生育が困難と判断される場合等は、別途基金事務局と協議のうえ実施するものとする。
使用料及び賃借料	①会場、会議室等の借り上げ料 ②機械器具、車両等の借り上げ料	・団体運営に係る事務所等の賃借料等は対象外 ・個人所有の草刈機等の借り上げ料は対象外 ・クレーンやバックホー等の重機やユニック車等の車両等の借り上げ料については、その必要性を基金事務局と協議すること。
工事請負費	作業道整備等の専門的工事	・ボランティア等に対応出来ない場合に限る。 ・助成対象事業費の1/2以内に限る。
委託費	①地拵え、土壌改良等 ②間伐、除伐等 ③間伐等で発生した廃棄物処理費 ④名木・古木の治療費等	・①～③にあつては、その合計額が助成対象事業費の1/2以内に限る。なお、工事請負費と委託費(④を除く)の合計額が助成対象事業費の1/2を超える場合も同様とする。

(様式第1号)

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人さが緑の基金  
理事長 様

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

⑩

平成 年度募金事務費交付申請書・概算払い請求書

平成 年度緑の募金事務の円滑な執行を図るため、さが緑の基金助成事業実施要領第3の規定に基づき、下記のとおり募金事務費の交付を申請するとともに概算払いを請求します。

記

1 募金事務費早期申請額 円

2 募金事務費概算払い請求額 円

3 振込先

金融機関名:

口座の種類・番号:

ふりがな  
口座名義人: